

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋川市代表監査委員

高 木 捷 治

審査請求人が令和8年1月8日に提起した、処分庁が令和7年12月2日付けで情報不存在とした決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

（１） 令和7年11月25日、審査請求人は、処分庁に対して、渋川市情報公開条例（平成18年渋川市条例第8号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、令和7年11月17日付け監第47号による地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づく監査をしないことの決定に係る情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。

本件情報公開請求に係る情報の内容は、以下のとおりである。

「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではない」と判断した具体的な法的根拠があるはずなので、それが分かる情報

- (2) 令和7年12月2日、処分庁は、条例第12条第2項の規定により本件処分を行い、令和7年12月3日、情報不存在決定通知書を審査請求人に手渡した。
- (3) 令和8年1月8日、審査請求人は、審査庁である渋川市代表監査委員に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- (4) 令和8年2月13日、処分庁は、審査庁に対し、書面にて本件審査請求に対する弁明をした。
- (5) 令和8年3月16日、審査請求人は、審査庁に対し、書面にて処分庁の弁明に対する反論をした。
- (6) 令和8年4月22日、審査庁は、渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求において双方が弁明又は反論をした書面を添えて諮問した。
- (7) 令和8年8月12日、審査会は、審査庁の諮問に対し、答申を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和7年12月2日付け監第55号により、「2 請求内容のうち(5)については、監査委員の合議により判断したため存在しません」とする本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、監査請求の要件審査において、「要件を欠いているか

ら監査を実施しない」と認識し、どのような要件を欠いているのか確認すべく、「「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではない」と判断した具体的な法的根拠」を開示して明らかにするよう情報公開制度に基づき処分庁へ請求したところ、「監査委員は合議により判断したため情報は存在しません」とする不存在処分を審査請求人に通知した。

監査委員が監第55号をもって、合議により法的根拠もなく判断したことを示唆した情報不存在決定処分を市民に対して通知したことは、法の目的とするところの住民自治という民主主義の根幹的要素を排除するものであり、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を阻害していると言わざるを得ず、渋川市においては、監査委員が地方公共団体の健全な発達を保障することを妨げているのが実態である。

(3) 反論書の要旨

監第47号において、「合議により」「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではないと考えられるため、同条に基づく監査は実施しない」と記したことは、法令に照らして誤りであるのは明らかである。また、実施しないと判断したのだから、判断の根拠となる「それが分かる情報」が必ず法第242条の規定の中にあるはずなので、「不存在である」とする監査委員の処分通知は自己矛盾であり、判断そのものの正当性が疑問視される。

「合議」は会議を行って監査委員二人の意見が一致したことと捉えらるゝと、なんらかの会議録や、監査委員事務局などによる供覧資料、参考情報が存在してしかるべきである。

処分庁は弁明書において、「処分庁は、本件公開請求に係る情報の内容がある可能性のある文書として、住民監査請求の会議録に関する文書を特定し、本件公開請求に係る情報の内容が当該文書に存在するか確認したところ、不存在であった。」としているが、「情報が存在しない理由そのものが「監査委員の合議による判断」ということであれば、処分庁が特定した文書の中に「監査委員の合議による判断そのもの」が存在しないことになる。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分とした理由

審査請求人が求める「「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではない」と判断した具体的な法的根拠があるはずなので、それが分かる情報」が存在しないことが確認できたため、当該情報の不存在を決定した。

(2) 認定した事実及び根拠法令等に対する本件の当てはめ

ア 本件情報公開請求に係る情報の内容欄には、「「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではない」と判断した具体的な法的根拠があるはずなので、それが分かる情報」と記載があった。

イ 当該情報の内容がある可能性のある文書として、住民監査請求の会議録に関する文書を特定し、当該情報が存在するか確認したところ不存在であった。

ウ 当該情報が存在しないことが確認できたため、本件情報公開請求に対する決定等に当たっては、条例第12条第2項に規定する情報が存在しないときに該当するため、同条第3項第1号の規定に基づき、請求者に通知する書面に記載する情報が存在しない理由は、当該情報が不存在であることとした。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人の求める情報について

本件情報公開請求に係る情報の内容は、「「法第242条に規定する住民監査請求により監査委員において判断すべき内容ではない」と判断した具体的な法的根拠があるはずなので、それが分かる情報」である。

なお、審査請求人の主張及び当該住民監査請求に係る会議録の一部公

開決定を受けている状況等から、審査請求人は、当該住民監査請求に基づく監査において監査委員が監査しないとした判断の法的根拠が分かる情報として、当該判断に資する法令等の解説、判例、行政実例等の写しその他これらを引用した記載のある資料の公開を求めていると解される。

(2) 条例に基づく情報の公開について

「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう。

「公開」とは、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

故に、この条例に基づく情報の公開とは、実施機関の管理する情報があるがままに示し、見せることであり、公開・非公開・不存在の決定は、専ら公開請求に係る情報に非公開情報が記録されているか、その情報自体を管理しているかどうかによって行われるものである。

(3) 本件処分の妥当性について

処分庁は、本件公開請求時点で当該住民監査請求に係る会議録以外の情報を管理していなかったため、情報不存在を決定したものである。また、当該住民監査請求に基づく監査において監査委員が監査しないとした判断に資する法令等の解説、判例、行政実例等の写しその他これらを引用した記載のある資料を作成し、又は取得していないこと及び監査委員の合議により判断したことの事実を踏まえ、情報が存在しない理由として「監査委員の合議により判断したため」と付し本件処分を行ったものである。

この点、当審査会は、条例第19条第4項の規定に基づく調査として審査庁に対する聞き取りを改めて実施し、当該住民監査請求に基づく監査において監査委員が監査しないとした判断に資する法令等の解説、判例、行政実例等の写しその他これらを引用した記載のある資料については、当該実施機関として作成し、又は取得していないものと判断した。

これらのことから、本件処分に特段の不合理な点は認められず、違法

又は不当な点もないため、本件処分の理由は妥当といえる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、処分庁が当該資料を管理しているものとして主張しているが、いずれの主張も推認の域を出ないものである。

また、審査請求人はその他諸々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

結 論

以上のとおり本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月18日

審査庁 渋川市代表監査委員

高 木 捷 治

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市代表監査委員となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上

記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。